第4回厚生文教常任委員会会議記録 令和2年6月5日(金曜) 午前 9時30分 開会 休憩 9:33-9:39, 10:10-10:14、10:32-10:40, 10:56-10:57 開閉会 時 日 午前11時02分 閉会 休憩時間: 0時間19分 会議時間:1時間13分 会議場所 役場3階 第1委員会室 委員長 立川 美穂 委 員 梶澤 幸治 委 員 寺町 平一 副委員長 渡辺洋一郎 出席委員 氏 名 委 員 中田智惠子 委 員 広瀬 重雄 委員 橋本 和仁 委員 常通 直人 議長早苗 公立芽室病院事務長 西科 純 公立芽室病院事務長補佐 | 江崎 健一 説明員 芽室町西1条南2丁目 参考人 笠井 征子 欠席委員 氏 名 事務局職員 |事務局長 仲野 裕司 | 主査 上田 瑞紀

『会議に付した事件と会議結果など』

1 開 会

委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

2 議 件

(1)審査事項

ア 陳情第4号「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を国に提出することを求める陳情について

陳情の提出者(参考人)をお呼びし、陳情の趣旨について説明していただき、 その後、委員から質疑を行った。

委員長:参考人から説明をお願いします。

笠井参考人:結婚に際してたくさんの選択があっていいはずが、なかなかそうはいかないという現実を目の当たりにした。60年以上前、ある学校の校長の子ども4人のうち、一人だけが校長と姓が違っていた。校長の妻が一人娘のため結婚に反対されたが、第一子を妻の姓とするという約束で結婚が許されたということであ

った。地域で変わった校長がきたという噂になったことを思い出した。また、30年ほど前、池田町の娘しかいない農家では、跡継ぎの娘は結婚したが、その夫は妻の姓を名乗ることができないが農業は継ぎたいということで、夫の姓となり現在も営農を続けている。別姓ではなく事実婚でもいいのではという声もあるが、家族として扱われず、病院では面会ができない、法定相続権がないため2人が築き上げた財産、子どものことなど様々なことが無になってしまう。また、外国へ行く人は配偶者ビザが取得できない、子どもの共同親権が持てないなど、今回初めて知ることも多々あった。こういったことではなく、夫婦別姓それも「選択的」であるため、ぜひ世の中の大きなうねりになって、わたしたちは少しでも毎日の生活が暮らし良く、不便な世の中、理不尽な世の中でなく、素直な感覚の中で生きていかれるのが一番いい。少しでも若い方にそういった素敵な世の中を残せたらいいと思った。

委員長:委員から質疑を受けます。

- 梶澤委員:平成29年に内閣府が公表した世論調査では、30-39歳における法改正賛成の割合が84.4%となっている。この調査結果からどのように受け止めたかお聞きしたい。
- 笠井参考人:こんなにいるのに、なぜ世の中に周知されないのかが大きな疑問であった。若い方は自分たちの生活や未来に対して、様々なことを考えているということが分かり頼もしく思った。
- 梶澤委員:法改正賛成容認 66.9%、反対 29.3%となっている。これだけを見ると世論的には大半の方が法改正を容認しているが、親同士の姓が違うことにより子どもに与える影響も出てくると思うが、心配という意見多い。先ほど夫婦別姓に対するメリットをお話しいただいたが、デメリットについての考えはあるか。
- 笠井参考人: どちらにしてもデメリットがあると考える。両親が揃っていても、離婚しても片親になってもデメリットはあるし、当然、わたしたちの年代では夫婦が別姓を名乗ることは思いもよらなかった。そういった流れに対して、たとえ10%、90%あろうとも、不便な方や困っている方がこうしたらいいという、そういった流れに沿って、どちらかに判断するのはわたしたちであり、ぜひ広げていきたいという気持ちは、デメリットについても強く感じたところである。
- 梶澤委員:この世論調査は全国の都市部、農村部の約5千人を対象に行われた。結果をみても大都市にいくほど賛成が多い。一方では保守的な考えの地域もある。自分も婿養子であり妻の姓を名乗っている。男で生まれた以上、元々の姓を名乗りたいという気持ちもあったが、夫婦別制度を批判するわけではないが、子どもと親の関係はうまくいっている。夫婦別姓度については、世界的にみても日本は遅れているが、世界に誇れる戸籍制度があるため進まないのが現状と考える。まだまだ国民的議論、国会における議論が足りていない。参考人においては、すぐに法改正を希望ということなのか、プロセスを経てからなのか、そのあたりの考え方は。
- 笠井参考人: 芽室町の議会で承認いただけるのが大きな力になる。地方紙やニュースになり便利になっていく、これが一番の力になっていく。ひとりひとり小さいが、小さいところからでないと、大きく取り上げるときは時代の流れでそうなってく

- 場合もあるが、大変な人がいるだとかそういった方のために、ひとつでも声を上げていくことが一番の力になっていくと考える。
- 常通委員:いろいろ調査するきっかけとなった。選択的夫婦別姓にしたときに、本人たちが希望したことだが、子どもについては、様々な部分で違うことがあるといじめなど懸念される部分がある。子どもの姓に関しては様々なやり方で解消されるかと思うが、参考人が考えられる子どもに係るトラブルに対し考えていることはあるか。
- 笠井参考人:難しい問題だと思う。世の中に多くに、学校単位、社会単位で周知されれば、理解者が現れることもあるだろうが、ごく一部だと、わたしでさえ夫の姓を名乗るのが120%だと思っていたし、男女平等と言われても疑問であった。4、50年の中でいろいろ変わってきていると思う。ひとりの声、芽室町の議会の声があって、それが自然だと考える世の中になるのではと思っている。
- 寺町委員:校長の子どもの姓の話について。子ども同士のあいだで疑問や違和感が生じてくると思うが、そこはどう捉えるか。
- 笠井参考人: それぞれの家庭によっても全然違ってくると思う。家庭の築き方、子どもへの接し方、打ち明ける時期、それぞれ違うだろう。そんな中で、親にも子にも力になるのは世の中の認知度である。これが普通なんだ、同じ子がほかにもいる、そういった世の中になっていくように、わたしたちがその力になりたい。
- 寺町委員:民法ではどちらかの姓を名乗ることになっている。子どもが生まれた際に は戸籍法で出生届を出すとされている。そうであれば、子どもの中に違和感が生 じるのではないか。育ち方により家庭内暴力、騒動等大きな事件となって社会問 題になっていることもある。こういったことに繋がらないのかという懸念がある が、どう理解されているか。
- 笠井参考人:難しい問題。どんな親も片親であっても、子どもを大きく健やかに育てたいという願いを持って育てている。両親が揃っていても家族が仲良くても、いろんな子どもたちが育っている。それが当然だと思っている。そこに原因がある子どもが一人でもいたら、そういったことが原因にならない世の中になることを願っている。
- 梶澤委員:子どもの姓が異なっても構わない14.9%、同じにすべきである58.3%と出ている。様々な問題を抱えている。改正する前に、先ほどから出ている問題を想定し、それに対しての議論、対応策を行って初めて法改正という形になっていくべきと考える。陳情にもあるとおり国会審議は依然として進んでいないが、ここは長い時間をかけてしっかり議論しなければ、親同士の問題だけではなくそこに生まれる子どもたちへの影響も考えていかなければならないと考えるが。
- 笠井参考人:同時進行していけたら一番いいと思う。世の中には法律が先に立ってちっとも実行が伴わないもの、反対にたくさんの方が要望しているのになかなか法律化されない。ましてや未知の世界であるし、子どもたちのことを考えるということは、絶対予測が不可能だということが半分以上ある気がしている。しかしその中にもデメリットなり、子どもたちが健やかに両親の意志や世の中の意志を受けて育っていくという意味では、やはり大人がそういったことに対して声をあげ

てく必要がある。親や世の中が、子どもを信じる以外は、両方一緒になれるよう願っている。

- 常通委員:同時進行というのは、陳情にあるように法制化を求める意見書を出しつつ、 同時に国会や地方に社会としてこういったことを議論してくださいという、そう いった意味で捉えてよいか。
- 笠井参考人: そういうこともあるが、やはりわたしたち日本人のひとりとして、声なき声になるかもしれないが、こうやって頑張ってここにきた。議会、国会も大切だが、国民ひとりひとりの声が大事にできるような世の中ことが基本にあるので、同時というのはたくさんの意味があると思うが、そういったようにご理解いただけたら嬉しく思う。
- 広瀬委員: 夫婦別姓を望まれている方が多い中、メリットデメリットがある。困っている方、望んでいる方には別姓を名乗れるような社会にという気持ちはわかる。最後の陳情の文章の中で、選択的夫婦別姓は、非婚・少子化などの問題が解決できるとの記載があるが、はたしてここに繋がるのか。個人的にはまずは議論して定義に挙げていただいて、国会で法制化になるかどうかはともかく、それが急に少子化等々の解決に繋がるのか疑問が残るところだが、その考え方は。
- 笠井参考人:メリットデメリット法制化、現在の立ち位置を考えてもたくさん疑問点があるのが正直なところ。なかなか難しい。ぜひご意見を聞かせていただけたらうれしい。
- 梶澤委員:世論調査の設問で、婚姻により姓が変わることに対し、相手と一体になったような喜びを感じる31%、新たな人生が始まったような喜びを感じる41.9%、変わったことに違和感を持つ22.7%といった結果となっている。夫婦別姓になることにより、子どもに関すること以外に離婚が加速するのではという懸念もあるが。
- 笠井参考人:離婚の原因は100人いたら100通りある。何が原因か、何がきっかけになるか、統計的には出ているが内実は違うのではと思うし、これからの世の中を、 夫婦別姓が原因にならないような世の中にしていきたい。
- 渡辺委員:今回のこの陳情では「選択的」というところがポイントと思う。どちらかに 強制するのではなく、困っている方々が選択肢を増やすということが大切なのだ と感じているが。
- 笠井参考人:そう感じている。結婚、出産など家庭を築くときにたくさんの選択がある。その選択の中で我が家族、我が社会、地域の中で一番の選択ができるということが、老若男女問わず幸せに繋がっていけると思っている。選択ができるというシンプルなところに惹かれたし、いろいろな問題やわからないところの不備等は、改善していくなりPRしていくなり事実を知らせていくなりで、世の中に周知できていくのではと思っている。

委員長:その他、質疑がなければ、参考人に対する質疑を終了とする。

(参考人退室)

委員長:このあと自由討議とする。

中田委員:国連は選択的夫婦別姓を認めない日本の民法規定が差別的であるとして是正勧告をこれまで3回出している。日経新聞の世論調査では、働く既婚女性の74%

がこの制度に賛成しており、20-40 代の未婚者の約3割が夫婦別姓を選択したいと回答している。事実婚での旧姓併記では先ほどの話のように不便であり、仕事の面、プライバシー、人権や慣習、手続きやコストの面で不利益を招いており、さらにアイデンティティの喪失に悩む子どもたちがたくさんいることから、子どもの立場からの法改正の要望書も2月に提出されている。男女平等共同参画に必要な制度であり、困っている人を救う選択肢を認める選択的夫婦別姓に賛成し、国において法制化を実現することを要望する、と考えている。

橋本委員:ひとつ懸念がある。離婚、再婚を繰り返したとき、子どもの姓がそれぞれ違うことで問題が生じるのでは。あくまでも、選択的ということで強制するものではないと考えるので賛成である。

広瀬委員:ご意見や経過等、これまでの質疑で夫婦別姓と望む国民が多いこと、またメリットやデメリットもあるということを理解した。個人的な見解では、賛成という立場ではないが、この制度を望まれる方がいるのであれば、国会の場でしっかりとした議論を持って民法改正、法改正に導いていただきたいと考える。夫婦別姓を望む町民がいるということを今日の質疑で理解した。

梶澤委員:参考人の趣旨については理解する。陳情については、法制化を求める意見書である。国会の中では政党間にもかなりの格差があり、同じ政党の中でも意見が分かれ議論が進んでいないのが現状。法制化に進む前に、メリットデメリットを洗い出し、対処策が整理されないとならない。まずは、国会内の議論を早めに進めてもらえるような意見書とすべきと考える。

寺町委員:参考人は受け答えに自信がないように感じた。団体に所属されているようだが、そういう方たちに請負されたという印象を受けた。この時期に民法、戸籍法を改正して、陳述者の意見を採択するという考えはない。

委員長:寺町委員の発言の中で、参考人が団体に所属されているというような発言が あったが、確証があってのものか伺う。

寺町委員:何を答弁すべきか質問の意味がわからない。

委員長:参考人は町内に在住の町民の方として陳情を出されている。発言の団体に所属されてという憶測に基づくような意見であったため、確証を持っての発言なのか確認させていただきたい。

寺町委員:他の自治体でも同様の陳情を出している団体があると聞いたため、横の繋がりでもって今回芽室町議会に陳情書を出したのではないかということ。そのため、 難しい、わからないという意見が多かったのではという意味である。

委員長:このような形式でよく陳情を出されることはある。教職員団体から陳情書をいただくことがあるが、そうした場合の陳情の在り方について、今寺町議員がおっしゃったような問題点等があればご意見を伺いたい。仮に、どこかの団体に所属していて、依頼されて陳情書を出した場合、今回の陳情審査に対して、そこが争点になるかどうか意見をいただきたい。

この件は一旦保留としたい。

常通委員:参考人の話や委員の質疑からだいぶ理解が進んだ。法制化を求める意見書の提出という陳情だが、もう少し議論や社会の全体的な流れが足りないように思う。

国会でも4年間何もしないまま国会の審議がストップしている。議論を先行させる のが筋と思う一方、法制化を同時に進めるのも議論を進めるひとつの手法と考える。 意見書については議会として要望していきつつ、議論も進むようにできたらと考え ている。

渡辺委員:現在の日本の法律では、困っている人や法制化を望んでいる人がいる。そういった人の権利を守る観点でも法制化を進めることに異論はない。様々な懸念があるといった声も含めて、法制化に向けて議論を深めていければと思う。

委員長:全面的に賛成と意見もあれば、議論してからという意見もあったが、何かご意見があれば。

広瀬委員:陳情者の気持ちは理解できるという発言をしたが、何を陳情でお願いしたいか、ということが理解できたという意味である。各地方自治体でも陳情が上がったが、メリットデメリットもあるためなかなか国会で議論されない。多数少数にかかわらず法改正を望む方がいるが、すべて何でも法改正となると、戸籍法も民法も改正しなければならず、これは国民的議論が必要であるため、当然国会でも議論してもらわなければならない。地方議会としては懸念も一方であるということで、全面的に法改正すべきということではなく、慎重に進めなければならない問題だと考える。

委員長:他に意見はありませんか。 (なし)

委員長: 先ほど一旦保留にした件について、陳情者の所属団体や、自信がないような発言があったということに対してみなさんに意見を伺うような発言をしたが、寺町委員には陳情の内容について意見をいただきたかった。例えば、この制度が実現された場合の懸念されるようなことがあれば意見をいただきたい。

寺町委員:もっとこの委員会で議論して、採択するしないについても、芽室町の委員会としてこういった考えだと明確にすべきで、この陳情文書だけではどうにもならない。時間をかけて議論しなければならない。所属団体については、他の自治体に要請書をあげているという情報があったことから、答弁の内容から請負のような感じがしたということである。

委員長:もう少し委員会内での議論を深めるための時間を取ったほうがよいという意見であった。予定では次回の委員会で討論・採決と考えていたが何か意見は。

梶澤委員:自由討議の中でみなさんの考え方をお聞きしたので、改めて委員会の時間 を取るのではなく、それぞれが一度整理し、次回討論・採決に進むべき。

渡辺委員: 陳情の趣旨が妥当かどうかというところで議論ができているので、次回の 委員会で討論・採決に進んでよいと考える

委員長:討論・採決は次回委員会で行いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)

(2)調查事項

ア 旭川医科大学との連携について 委員長:担当課から説明願います。 病院事務長:旭川医大から地域医療を支援する構想が出され、当院もモデルに位置づけられた。新たな支援体制のもとにこれから進めていきたい。この件については今年の2月に旭川医大から提示があり、コロナの前に協議を進めてきたもの。地域包括医療システムの関係と、厚労省の医療構想の中で病院統合・再編はコロナにより中断中だが、終息したら議論は再燃すると思われるが、このことは旭川医大としても年頭にあるとのこと。医師の地域枠ということに関しては、熱心に取り組んでおり、ここ数年40人の医師を大学に残してきた、というのは各地方病院に出すのではなく、医師を残し研究させることをずっとやってきたということ。ひとつは、報道にもあるが、旭川医大のこれからの展望は、地方で人口減が進むと医師が余剰していくと捉えている。地域としては医師不足、このミスマッチを解消していくという構想が旭川医大にある。若い医師の育成協力の場を求めている。概要としては、公立芽室病院と旭川医大との関係を維持したい。公立に勤務している医師の10人のうち、旭川医大を卒業しているのが4人。この関係を継続していかなければならない。また長くいるため年齢の問題が出てきている。ローテーションなど人事も考慮していただきたいという声を旭川医大に上げている。

3番目、具体的に公立芽室病院がどういった支援下にあるかということだが、在宅 医療の立ち上げ期にある。数年間かけて在宅医療・訪問診療に力を入れてきたが、重 点支援施設となる。総合診療に力を入れているので、旭川医大の看護学科の教員に よる地域包括ケア、在宅看護学科に関する看護師教育支援を行っていきたいという こと。旭川医大の看護科の教授に支援いただく。総合診療実習・研修、在宅医療を中 心とする地域包括医療実習・研修を実施する施設と位置づけられる。ここに医師を 送りたいといっている。全国の市町村において先導的役割を果たしたいということ であるので、公立の方向性と合致する。 改革プランとのリンクについては4,6ペー ジ、7ページの新院長の経営理念に内容記載されている。公立としてもいただいた 旭川モデルに乗っていきたいと思っている。2ページ、住み慣れた場所で最期まで 安心して過ごし続けることができる、というのは入院だけでなく在宅でも病気と向 き合いながら生活していくということ。3ページ、フロー図のとおり進めていきた いていきたい。旭川医大の強みを生かしたものになっている。具体的内容について は、医大に院長と伺いスケジュール等協議しながら進めたい。これのコストは、当院 に求めていないとのことで心配することはないと言われている。看護教育の具体的 なものは、地域包括・在宅・訪問診療など療養病棟を進める上では、高齢者に向かっ ていく病院であるため、食事面、摂食の嚥下障害や誤嚥性肺炎、フレイル、こういっ てものに対処していける。非常に看護としてもバックアップがある。詳しいことが 決まり次第報告していく。

委員長:質疑等ありませんか。

常通委員:重点支援施設は十勝圏の中では他にあるのか、また十勝以外では。

病院事務長:十勝管内に他に1か所、管外でも複数ある。内容については病院や地域特性によりそれぞれ違う。訪問診療に限っては公立だけ。

渡辺委員:病院が目指すところと旭川医大が提供する部分が合致する。地域包括ケア システムは保健福祉課を中心に進めているが、実態が見えない中で病院を中心に地 域包括ケアシステムを作っていくという取り組みに見えるが。保健福祉分野との連携は考えているか。

病院事務長:公立芽室病院を町の地域包括ケアシステムの中心に据えて、病院が行っていく地域包括ケアを展開していくということになるので、町全体とすると違うように見えるが、やっていることはリンクしていくので、医療と中心としては行くが、介護施設等との連携は媒体を使って繋がっていくだとか、人を中心として共有方法など支援の方策を統一していくなど、病院としての役割は大きいし、町の地域包括ケアシステムに貢献していけるのではと考えている。旭川医大は町に対しても支援していきたいと言っている。在宅に関しての講演会をお願いしたりなど、公立が取り組んでいくメリットは高い。

渡辺委員: 在宅看護に関する看護師の教育支援、訪問看護ステーションの開設、訪問リハなど訪問系サービスの充実を目指すところで、今後、在宅医療に向けて公立芽室病院として取り組むべきところと思うが、訪問系サービス開設のビジョンの説明をお願いしたい。

事務長:訪問看護ステーションについては検討中だが、ニーズを掴みながら進めなく てはならないと思っている。訪問リハについても、6月1日付けでリハビリ強化を したく2人増員している。

委員長:ほかに質疑は。

(なし)

委員長: それでは本日の審査を終了いたします。

- 3 その他
- (1) 次回委員会の開催日程について 次回の開催日程は6月9日(火曜)午前9時30分からとします。
- (2) その他

常通委員:お諮りしたい。昨年から委員会終了後にミーティングを進めているが、議論 をよりスムーズに運ぶためにも、委員会開催前にミーティングを行った方がよい のでは。会議条例では9時半から開始できることになっているため、9時半以降 に始めても問題はない。

委員長:意見等ありませんか。

梶澤委員:基本的に正副一任となるが、4/27 に出された議長見解の中にも議案審議に おいては論点の明確化、最小限の質疑ということが出されており、これに合致す るためぜひやっていただきたい。

委員長:正副一任としてよろしいか。

(異議なし)

委員長:その他意見は。

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	2名	報道関係者	2名	議	員	名	合計	4名
令和2年6月5日									
厚生文教常任委員会委員長 立川 美穂									